

VI

認可外保育施設

認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用する場合には、直接、保育施設に利用申請します。申請方法、保育内容、保育料等については、直接、保育施設にお問い合わせください。

1 認証保育所について

認証保育所とは、認可外保育施設のうち、東京都が定めた施設基準を満たした施設です。0～2歳児の乳児を中心としています。施設の運営には公費の助成があります。

2 その他の認可外保育施設について

認証保育所以外の認可外保育施設は、開設にあたり東京都に届出が必要な施設・事業です。施設や事業の詳細は、東京都や各自治体のホームページでご確認ください。

3 保育料助成について

品川区では、区内在住の就学前の児童が認可外保育施設（認証保育所、企業主導型保育事業含む）を利用する場合に保育料の一部が助成される制度があります。詳細は保育入園調整課利用助成係にお問い合わせください。

●対象施設および助成月額

対象施設は、認可外保育施設のうち認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明の交付を受けた施設、東京都認証保育所、公立の認可外保育施設です。

助成月額は、0～2歳児の場合、第1子で40,000円、第2子以降で67,000円です。3～5歳児の場合、一律で20,000円です。なお、公立の認可外保育施設を利用している場合、助成対象は0～2歳児（第2子以降）の住民税課税世帯で助成月額は13,000円です。

※0～2歳児のうち住民税非課税世帯の場合は一律25,000円です。

※3～5歳児および0～2歳児のうち住民税非課税世帯の場合、本助成に加えて要件を満たせば、施設等利用費の給付があります。（詳細は「④施設等利用費の支給について」をご確認ください。）

なお、施設等利用費の給付は、企業主導型保育事業については対象外となります。

4 施設等利用費の支給について

幼児教育無償化の対象施設となっている認証保育所・認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）を利用する場合、保育の必要性が認められる要件を満たせば、施設等利用費の給付を受けられます。給付月額は、0～2歳児（非課税世帯のみ）は42,000円、3～5歳児は37,000円です。

5 ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）について

0～5歳児の児童が保育施設の代替手段として東京都が認定するベビーシッター事業者を利用する場合、利用料の一部が負担軽減されます。負担軽減後の利用金額は、1時間当たり150円(税込)です（保育認定区分により、それぞれ月220時間(標準認定)、月160時間(短時間認定)の上限あり）。

助成対象者は、以下の全てを満たす必要があります。

- ・保育の必要性の認定を受けていること
- ・認可保育園または地域型保育事業の入園申請をし、不承諾となっていること
- ・産休中または育休中でないこと

このほかにも、助成を受けるためには一定の条件があります。詳細は、保育入園調整課利用助成係にお問い合わせください。

6 企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業とは、多様な就労形態に対応するために、国からの運営費助成等を活用して一般事業主等が設置する認可外保育施設です。

区内施設の中で、地域枠（従業員以外の利用が可能な枠）のある施設は、下記のとおりです。

	企業主導型保育事業	所在地	設置者	連絡先
1	Ange Garden Nursery & School 荏原園	荏原4-7-3	(特非)世界の文化交流協会	5751-7166
2	kidsroom にっしー西品川園	西品川2-18-11 2階	三輝(株)	6421-7166
3	キラママ保育園	東五反田4-7-20 5階	(株)DYM	6456-2960
4	KBCほいくえん大井町	二葉1-8-20	(株)東急キッズベースキャンプ	6426-1315
5	けめともの家・キッズ西大井	西大井2-4-14	(株)ケアメイト	6303-8085
6	とごきしゅコスモ保育園	平塚2-11-1 1階	(株)コスモズ	3788-1414
7	戸越銀座 みんなの保育園	平塚3-3-9 1階	(医)鳳優会	6426-6242
8	ともともらんど	東品川2-3-10 1階	(株)もりとも	6433-9137
9	ニチイキッズ目黒駅前保育園	上大崎4-4-2	(株)ニチイ学館	5436-6335
10	ネスインターナショナルスクール五反田校	西五反田7-10-4 1階	ネスグローバル(株)	6908-9076
11	パール保育園	豊町6-24-1 1階	(株)ジュエリーバウレット	6426-2823
12	保育所ちびっくらんど大井町駅前園	大井4-10-3 1階	(同)未来キッズ	6429-7300
13	まほうの保育園東大井	東大井4-7-9 1階	(株)HIROLINE	3471-7731

※地域枠の数および申請方法等、各施設の詳細は、直接上記連絡先にお問い合わせください。

※企業主導型保育事業の施設および事業内容等は、随時変更する場合があります。

7 品川区内認証保育所一覧

	認証保育所	所在地	連絡先
1	うみのくに保育園とごし	戸越1-19-18 エスト戸越2F	6426-2692
2	こぐま保育園	旗の台2-7-17	3783-0880
3	さくら大崎保育園	大崎2-9-4 大崎ウエストシティタワーズ貢献施設棟	5745-5500
4	鮫洲かがやき保育園	東大井1-9-27 ミサワホームズ東大井1階	3450-8400
5	しながわがくどうえん	南品川2-7-7	6712-3085
6	小学館アカデミーアトレ大井町保育園	大井1-1-1 アトレ2 3階	5718-3301
7	小学館アカデミーおおさき駅前保育園	大崎1-2-3 アートヴィレッジ大崎ビュータワー1階	5719-5595
8	小学館アカデミーむさしこやま保育園	小山3-27-5 武蔵小山創業支援センター2階・3階	5749-3755
9	太陽の子 東五反田保育園	東五反田1-6-3 いちご東五反田ビル1階	6721-9863
10	TK チルドレンズファーム東大井校	東大井3-18-13 PRIME NEXUS 立会川3階	5969-8992
11	パレット保育園・不動前	西五反田5-12-1	5719-1149
12	東大井かがやき保育園	東大井2-13-13 季美東大井2階	3298-0303
13	ひよこの家保育園	大崎4-6-3 ファミネス・ハイツ第2	5437-5536
14	BunBu 学院Jr 戸越園	戸越5-4-3 アズ品川202	6451-3655
15	ポピンズナーサリースクール東五反田	東五反田2-10-1 パークタワーグランスカイ2階	5475-2110
16	ポピンズナーサリースクール東品川	東品川4-12-12	5796-2103
17	ミアヘルサ保育園ゆらりん東品川	東品川3-7-10 ATG Park 東品川1階	6433-2822
18	めだか保育園	東大井3-22-2	3761-3477
19	ユニバース・ナーサリー大森	南大井6-28-10 新木ビル2階	6423-0756

【参考】

- ・全国保育サービス協会 Tel. 5363-7455 <http://www.acsa.jp/html/joining/>
- ・東京都のホームページから「認可外保育施設」の情報を取得することができます。
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/index.html>

認可外保育施設への申請を検討される方は、必ず施設の見学等により保育内容をご確認ください。

VII よくあるご質問

● 保育園について

Q₁ 認可保育園と認証保育所はどう違いますか？

A 認可保育園は、国（厚生労働省）が定めた設置基準（児童1人あたりの面積および保育士の職員数など）を満たしている、認可を受けた保育園のことです。

認証保育所とは、認可外保育施設のうち東京都が独自に定めた設置基準を満たし、認証を受けた保育園のことです。認可保育園の保育料は保護者の区市町村民税所得割合計額によって決まりますが、認証保育所の保育料は、年齢・利用時間によって施設ごとに定めています。

P.14・52～54 参照

Q₂ 認可保育園の中でも区立と私立、区立民営はどう違いますか？

A 区立保育園は区が設置し、区採用の保育士が保育をしています。

私立保育園は、社会福祉法人・民間事業所・個人が運営する保育園です。

区立民営保育園は、施設自体は区が設置していますが、運営は民間事業所に委託している保育園です。三者ともに、国から認可を受けているため、基本的な保育内容および基本保育料に違いはありません。ただし、ぷりすくーる西五反田・私立保育園は、延長夜間保育利用料が区立保育園と異なるので、詳細は直接保育園にお問い合わせください（ぷりすくーる西五反田を除く区立民営保育園は区立保育園と同額です）。

P.29・72～75 参照

Q₃ 認定こども園ってなんですか？認可保育園とどう違いますか？

A 区立認定こども園は、4・5歳児クラスにおいて、保護者の就労を問わず短時間の保育を実施している保育園です。

幼児教育部門とは別に、保育部門も0～5歳児クラスまでであるため、保育部門に通う方については、他の認可保育園と大きな違いはありません（詳細は品川区ホームページおよび「品川区立認定こども園案内」をご確認ください）。

私立認定こども園も、短時間の保育を実施しています。詳細は、各保育園に直接お問い合わせください。

P.31 参照

Q₄ 保育園の見学はできますか？

A 見学できます。直接保育園に連絡をして、見学日・時間を保育園と相談してください。なお、場合によっては、すぐにご案内できないこともあります。

認可施設の申請について

Q5 申請は地域センターでできますか？

A 地域センターでの申請は受け付けていません。保育入園調整課の窓口にて、直接ご持参ください。
郵送・オンラインでの申請方法は「●利用申請の方法」(P.19)をご確認ください。

P.19 参照

Q6 入園相談の予約は必要ですか？



A 予約は必要ありません。
ただし、予約を希望する方は11月を除き、一部予約専用の窓口も設けており、品川区のホームページから予約できます。

なお、区の子育て支援事業の紹介および情報提供をし、保護者と一緒にご家庭の子育てを考える「子育てかんがるープラン」もあります。ご利用の際は、事前に「品川区電子申請サービス」にて予約が必要です。

保育園・区立幼稚園の入園相談については、かんがるープランではなく、直接保育入園調整課入園相談担当へご相談ください。

P.51 参照

Q7 認可保育園と認可外保育施設（認証保育所含む）は、併願できますか？

A 併願できます。認可外保育施設は直接各保育園に申請してください。両方に内定が決まった場合は、いずれかの保育園をお選びください（両方に在園はできません）。

Q8 認可保育園だけでなく、家庭的・小規模保育事業も申請したいのですが、どのようにすればいいですか？

A 「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」の希望園の中に、認可保育園と家庭的・小規模保育事業を希望順に記載してください。

P.35～37 参照

Q9 ホームページに掲載の入園可能数が0となっても、申請はできますか？

A 申請できます。退園等の理由で急遽空きが発生する場合もあるので、空きの有無に関わらず通える範囲でお選びいただき、入園したい順番に第1希望の保育園から記載してください。なお、ホームページ掲載以降の最新の入園可能数については、回答していません。

Q10 育児休業中に申請はできますか？

A 申請できます。
ただし、入園が決まった場合は、入園月中に就労を伴う復職をする必要があります。

P.20 参照

Q 11 「保育標準時間」で認定された場合に、家庭的保育事業・短時間保育室の申請はできますか？

A 申請できません。両施設とも、申請する場合には短時間認定に変更したうえで、申請をしてください。なお、家庭的保育事業の開園時間は午前8時から午後6時まで（8時間以上の保育に関して別途料金発生）、短時間保育室は午前9時から午後5時までです。

P.32・35～37 参照

Q 12 品川区へ転入予定がある場合は、転入前から申請できますか？

A 転入予定日の翌月以降の入園から申請ができます。必要書類は別途「●令和7年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）をご確認ください。

P.22～23・26～27 参照

Q 13 0歳児クラスは、生後何日以降から申請できますか？

A 入園希望月の月初時点で、「認可保育園一覧」（P.72～75）のうち、「0歳児保育」欄の○印は生後57日、◎印は生後4か月を迎えている場合は、申請できます。
早産児の場合は、保育施設運営課保育・教育担当（特別支援）へご相談ください。

Q 14 1歳児クラスからの保育園は、1歳になったら申請できますか？

A 1歳児園は、満1歳になって初めて迎える4月入園から申請できます。満1歳になってただちに申請できるわけではありません。

P.14・72～75 参照

Q 15 子どもに疾病・障害がある場合、入園できますか？

A 申請書の「児童の健康状況」欄にその旨を記載して、「心身状況報告書」（主治医作成）・「児童調査書」（保護者作成）等、児童の状況がわかる書類も添えて提出してください。児童を安全にお預かりするために、記載漏れのないよう、お願いします。入園の対象は、集団保育が可能な児童に限ります。「集団保育が困難」と判断された場合は、入園対象外となります。なお、後日面接を実施する場合もあります。

家庭的保育事業・小規模保育事業については、運営上、保育できない場合があります。

P.21 参照

Q 16 申請後に希望園の変更はできますか？

A 変更できます。申請締切日までに、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」を提出してください（郵送、オンライン可）。電話、FAXでの受付はしていません。

P.25 参照

Q 17 申請後に就労内容等の状況が変更した場合、連絡の必要はありますか？

A 「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」および変更書類（就労証明書等）を締切日までに提出してください。なお、提出された書類と事実に相違があった際には、内定を取り消す場合があります。提出書類がご不明な場合は、保育入園調整課入園相談担当までご連絡ください。

P.25 参照

Q 18 入園できなかった場合は、毎月申請が必要ですか？

A 令和7年4月の入園を申請した場合、その申請は、原則として令和8年2月入園まで有効です（申請の取下げを希望した場合を除く）。ただし、就労証明書等は必要に応じ、再提出をお願いする場合があります。令和8年4月の入園希望をする場合は別途申請が必要です。

P.25 参照

Q 19 3月に入園することはできますか？

A 3月入園は4月入園スケジュールの都合上、審査をしていません（育児休業明け入園予約制度を除く）。

Q 20 転園申請をし、内定が出た場合、内定の辞退はできますか？

A 元の保育園に残ることはできません（次に入園する方が決まっているため）。したがって転園内定を辞退すると退園になります。ただし、各月の締切日までに「【申請児用】認定変更申請書兼 保育所等利用希望変更申請書」のご提出があれば、転園申請を取り下げることができます（郵送、オンライン可）。

P.20 参照

認可施設の利用調整（入園選考）について

Q 21 利用調整はどのように実施していますか？

A 申請書類等をもとに、基本指数・調整指数をつけ、合計指数が高い順に利用者を決定しています。同一指数の場合は、基本指数の高い順、基本指数も並んだ場合は、階層（区市町村民税所得割額）の低い順に決定しています。

P.64～67 参照

Q 22 勤務時間・日数が同じなら、正社員の方が入園選考で優先されますか？

A 雇用形態は利用調整に影響しません。

Q 23 入園は先着順ですか？相談回数および嘆願書は考慮されますか？

A 先着順ではありません。締切日までに申請のあった世帯から、保育の必要性に応じて優先度を決定します。相談回数および嘆願書は利用調整に影響しません。

P.64～67 参照

Q 24 希望順位および希望園の数は選考に影響しますか？

A 希望園は通える範囲で、通いたい順番に記載してください。希望していない保育園は選考しません。また、利用調整は保育の必要性に応じて実施するため、希望順位によって利用調整に有利・不利はありません。

ただし、複数の保育園に内定が出る指数の場合は、その中で最上位の希望園に内定されます。

P.20 参照

Q 25 自分の指数は何点ですか？

A 利用調整基準（選考基準）の不明点については回答できますが、結果発表日前に窓口・電話等で指数をお伝えすることはできません。

入園内定後について

Q 26 現在育児休業中です。保育園に入園が決まったら、いつまでに復職しなければいけませんか？

A 入園月中の復職および保育園の利用が必要です。
※年次有給休暇等、実際に就労を伴わない復職は認められません。

Q 27 慣らし保育は実施していますか？

A 品川区では保護者の希望がある場合、入園した月の範囲内で一週間以内の慣らし保育を実施しています。詳細については入園内定後の面談で、保育園とご相談ください。

Q 28 内定を辞退するには、いつまでに手続きが必要ですか？

A 他の方の入園の機会を奪うこととなりますので速やかに「入園辞退届」を提出してください。
「入園辞退届」を利用開始月以降に提出した場合は、登園の有無に関わらず、その月分まで保育料がかかります。

P.20 参照

